

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

若手芸術家地域担い手育成事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道広尾郡大樹町

3 地域再生計画の区域

北海道広尾郡大樹町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

北海道広尾郡大樹町は酪農を基幹とする第一次産業のまちであるが、若者の流出、後継者不足などにより地域の担い手不足が喫緊の課題となっており、さらには少子化により高校の存続にも苦慮している状況である。

酪農においては、近年、乳牛飼養戸数及び就業者数は大きく減少し、高齢化が進んでおり、さらに酪農家は年中休みがないなど特に厳しい労働環境が担い手不足に拍車をかけている。また、畑作や肉牛農家等においても後継者不足による担い手不足が進み、地域全般における働き手が不足している状況にある。

これら構造的な課題を解決するため、農業を中心とした地域産業の活性化と若者の移住定住の促進が急務となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

大樹町は、北海道十勝の南に位置し、人口は昭和22年をピークに減少傾向が続き、現在ではピーク時のおよそ半分にまで減少しており、若者の流出や帯広市圏への購買力の流出などにより、働き手が不足し、商店街の空洞化が進んでいる状況にある。また、食料生産基地である十勝の中で、南十勝3町（広尾町、大樹町、幕別町忠類地区）は酪農が主体で大規模化が進んでいるが、慢性的な担い手不足と休日取りにくい労働環境が課題となっている。

一方、芸術を専攻して大学等を卒業した若者は年間約2万人いるとされ、そのほとんどが経済的、時間的、場所的な制約から芸術家としてのキャリアを諦めざるを得ない若者は多数存在する。

このような状況の中、双方にメリットのある仕組みを構築し新たな働き方を創造するため、若手芸術家を農業等地域産業の担い手として雇用し、若手芸術家に創作活動の場を提供し、芸術活動を続けながら地域の担い手として活躍してもらうことで、働き手不足の解消や若手芸術家の移住・定住による地域文化の向上を図る。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)	KPI増加分 の累計
地域担い手としての若手芸術家移住者数(人)	2	3	3	4	10
体験型芸術スクールによる交流人口数(人)	0	5	10	10	25

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本事業は、都市部から農業等に意欲のあるアーティストを招き入れ、地域農業等の担い手として雇用し、アトリエを提供することにより安定して芸術活動を継続して行える「新たな働き方」の仕組みを構築し、芸術家としてのキャリアの醸成、地域の担い手不足の解消、地域文化の向上やまちの活性化を図るものである。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

北海道広尾郡大樹町

② 事業の名称：

若手芸術家地域担い手育成事業

③ 事業の内容

本事業は、都市部から農業等に意欲のあるアーティストを招き入れ、酪

農ヘルパーを中心とした農業等の担い手として雇用し、また、遊休施設をアトリエ兼作品保管場所として提供することにより安定して芸術活動も継続して行える「新たな働き方」の仕組みを構築するものである。

- ①モニターツアー等を通じてマッチングを行い、若手芸術家を農業等地域産業の担い手として雇用する。町は若手芸術家に対し遊休施設を創作活動の場「アトリエ」として提供し、若手芸術家は当該アトリエを活用し空き時間や休日を利用して創作活動を行う。
- ②芸術を学ぶ大学生等を対象として絵画教室等による芸術作品の制作、マーケット市場や作品販売等に関するアートマネジメント講座及び酪農や畑作をはじめとする農業等や地場産業を実際に体験し就農・就業を促す体験型「芸農スクール」を実施する。
- ③芸術家のキャリア醸成のため、定期的に作品展示会・販売会を開催する。
- ④芸術系大学等とのより深いコネクションづくり・ネットワークの構築を図り、自立した運営に向け体制を整備する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

担い手の受入体制を整備・構築するとともに、全国の芸術系大学とのネットワークを確立させることにより、自立して安定した事業運営が可能となる。町の一般財源を含め施設利用料や体験型「芸農スクール」の参加者負担金及び担い手受入団体等からの負担金により自主財源を確保する。

【官民協働】

大樹町は、創作活動場所の提供などのハード面の支援と関係機関との連絡調整を行う。また、若手芸術家への事業告知やPR、育成研修は若手芸術家キャリア支援を専門に行っている企業や町内事業者が主体となって行い、相互連携して事業を推進する。

【政策間連携】

町内事業所や関係団体、町などによる官民協働事業であり、若手芸術家を地域に呼び込む仕組みを確立し、雇用の創出と地域産業の担い手の確保を図るとともに、移住定住、産業振興、地域文化の発展など各種政策連携により「ひと」「しごと」の好循環を生み出し、まちの活性化を図ることができる。

【地域間連携】

酪農ヘルパー組合については、南十勝3町（広尾町、大樹町、幕別町）が連携して事業に取り組むことで、南十勝圏域の課題となっている農家負担の軽減や担い手不足の解消が図られ、圏域全体の農業の発展につなげる。

【その他の先導性】

特になし

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)	KPI増加分 の累計
地域担い手としての若手芸術家移住者数(人)	2	3	3	4	10
体験型芸術スクールによる交流人口数(人)	0	5	10	10	25

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

産学官労金言を含む大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において、KPIの達成状況等を検証、達成見込みにより事業内容の見直しを毎年度ごとに行う。

総合戦略策定時に総合戦略の5年間の工程表を示しているので、その工程表の検証と併せて実施する。

【外部組織の参画者】

大樹町社会福祉協議会、育児サークル代表、地域おこし協力隊、大樹農協、大樹漁協、大樹町森林組合、大樹町商工会、小中学校校長会、連合北海道大樹地区連合会、帯広信用金庫、十勝毎日新聞社、一般公募者

【検証結果の公表の方法】

町広報誌及び町ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 27,965千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日（3ヵ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成32年3月31日

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

【検証方法】

産学官労金言を含む大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において、KPIの達成状況等を検証、達成見込みにより事業内容の見直しを毎年度ごとに行う。

【外部組織の参画者】

大樹町社会福祉協議会、育児サークル代表、地域おこし協力隊、大樹農協、大樹漁協、大樹町森林組合、大樹町商工会、小中学校校長会、連合北海道大樹地区連合会、帯広信用金庫、十勝毎日新聞社、一般公募者

7-2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	平成29年度 増加分 (1年目)	平成30年度 増加分 (2年目)	平成31年度 増加分 (3年目)	KPI増加分 の累計
地域担い手としての若手芸術家移住者数(人)	2	3	3	4	10
体験型芸術スクールによる交流人口数(人)	0	5	10	10	25

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

毎年度、町広報誌及び町ホームページで公表する。